

「三ない運動」

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附禁止の対象例



お歳暮・お年賀など



開店祝などの祝花、
葬儀の供花、病氣
見舞いなど



お祭りへの寄附・差し
入れ、町内会の集会・
旅行などの催物への寸
志・飲食物の差し入れ



入学祝・卒業祝、代
理人が出席した場合
の結婚祝・香典



政治家に対して寄附をするよう
勧誘や要求をすることも禁止され
ています。

② 政治家に対する寄附の勧誘・ 要求の禁止

政治家が選挙区内の人に対して
寄附をすることは、その時期や名
義に関わらず罰則をもって禁止さ
れています。

① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に物やお金を贈ること、有権者が政治家に
寄附や贈り物を求めることは公職選挙法により禁止されています。

④ 後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内
の人に後援会の設立目的により行
われる行事や事業に関する寄附以
外の寄附をすることも禁止されて
います。

③ 政治家関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である
団体や会社が、選挙区内の人に政
治家の氏名を表示したり、氏名が
類推されるような方法で寄附をす
ることは禁止されています。

政治家の寄附行為は禁止されています

■ 甘楽町選挙管理委員会（総務課内）(74) 3132

令和5年度 補助金活用事例

行政区	購入品
第5区	石油ストーブ
第10区	消防ホース用格納庫
第15区	テーブル・イス・イス収納台車
第17区	パイプイス
第18区	消防ホース用格納庫
第19区	エアコン
第28区	テーブル・イス



消防ホース用格納庫を設置した第18区(左写真)と
第10区(右写真)

魅力あるコミュニティ助成事業

サマージャンボ宝くじの収益金で整備

■ 総務課行政係 (74) 3132

公益財団法人群馬県市町村振興
協会では、サマージャンボ宝くじ
の収益金で、町内会や自治会など
地域住民が組織する団体(コミュ
ニティ組織)の活動に必要な施設
整備や備品整備に対して助成事業
を行っています。

区長会では、諸行事を継続・充
実させるため、毎年この助成を受
け、行事関連および集会施設の備

品整備を行っています。今年度は、
7つの行政区で補助を活用し備品
を整備しました。

このように、収益金は身近な地
域コミュニティ活動の発展に活用
されています。

皆さんも宝くじをお買い求めに
なる時は、群馬県内で購入しま
しょう。